

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨により住家に被害を受けた
東京土建国保被保険者のみなさまへ
～申請により国保保険料が免除されます～

＜対象者と申請期限＞

災害救助法が適用された時点で当該適用市区町村に住所を有し、住家に半壊以上（床上浸水）の被害を受けた組合員

対象地域		災害救助法適用日	申請期限
千葉県 (21 市 4 町)	千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、 茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、 市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、 四街道市、八街市、印西市、白井市、 大網白里市、白子町、長柄町、富里市、 山武市、印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町	2026 年 8 月 13 日	2027 年 2 月 28 日

＜申請方法＞

「国民健康保険料免除申請書」（所属支部にあります）に必要事項を記入し、市区町村から交付された「罹災証明書^{りさいし}」を添付して、ご所属の支部までご提出ください。

＜免除期間＞

住家の被害の程度		免除期間
被害の程度	損害割合 ※（ ）内は水害による判定	
全壊	50%以上 (住家流失又は床上 1.8m 以上の浸水)	災害救助法適用月から 3 カ月
大規模半壊	40%以上 50%未満 (床上 1m 以上 1.8m 未満の浸水)	災害救助法適用月から 2 カ月
半壊	20%以上 40%未満 (床上 1m 未満の浸水)	災害救助法適用月から 1 カ月

※被害程度が一部損壊の場合は免除の対象になりません。

＜国保保険料免除についてのお問い合わせ先＞

ご所属の支部 または 東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)